

参考

「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」骨子案について

1. 制度の趣旨

「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年法律第68号)の趣旨にのっとり、性的指向およびジェンダー・アイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を創設する。

2. 制度の概要

二人がパートナーシップを宣誓したことについて、県が証明し、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度。

本県の制度のポイント

- 宣誓書受領証に未成年の子の氏名等も記載可能とする。
 - ➡子育てに係る支援
- 宣誓書受領証に番号を付与し、宣誓書受領証が返還された場合、知事はその番号を公表することができる。
 - ➡不正利用の防止
- パートナーシップが解消された場合、宣誓書受領証返還届を一方の宣誓者のみから提出できることとする。
 - ➡パートナーシップ解消に係るトラブルの防止

3. 定義

(1) パートナーシップ

一方または双方が、性的指向(※1)が異性のみの者以外の者またはジェンダー・アイデンティティ(※2)が出生時の性と異なる者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二人の関係をいう。

※1 恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

※2 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識をいう。

(2) 宣誓

知事に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを宣誓することをいう。

4. 制度の基本設計

(1) 制度の名称 「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」

(2) 制度の法的な効力

- ・法律上の婚姻とは異なる制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではない。
- ・宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはない。

(3)利用対象者

一方または双方が性的指向(恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみの者以外の者またはジェンダー・アイデンティティ(自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識をいう。)が出生時の性と異なる者である二人

(4)宣誓の要件等

ア 宣誓の要件

- ① 成年に達していること。
- ② 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- ③ 宣誓に係るパートナーと近親者(直系血族または三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- ④ いずれか一方が滋賀県内に住所を有しているか、または滋賀県内への転入を予定していること。

イ 提出書類

- ① パートナーシップ宣誓書
- ② 住民票の写し等
- ③ 現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本等)

5. 手続きの方法等

(1)手続きの窓口 滋賀県総合企画部人権施策推進課

(2)手続きの流れ

- ① 【事前調整】
 - ・電子申請(しがネット受付サービス)、メールまたは電話により県に来庁予約
 - ・来庁時の対応について調整(プライバシーへの配慮等)

② 【 来 庁 】

- | | |
|-------|--|
| 書類の提出 | ・宣誓書に記入 |
| | ・持参した書類(4.(4)イ)の提出を受け、内容を確認 |
| 本人確認 | ・本人確認書類※の提示を受け、確認
※ 個人番号カード、旅券、運転免許証等
(氏名、住所、生年月日が確認できるもの) |

- | | |
|------------|-------|
| 宣誓書受領書等の交付 | ・即日交付 |
|------------|-------|

(3)宣誓書受領証(携帯用カード)の交付

ア 証明の内容

- ・「パートナーシップ宣誓書を受領したこと」を証明する宣誓書受領証を交付する。

イ 宣誓書受領証の形式

- ・携帯用カード2枚(宣誓者に1枚ずつ交付)

ウ 宣誓書受領証の付記事項

- ・宣誓書受領証の交付ごとに番号を付与する。
- ・生計を一にする未成年の子の氏名等を記載することができる。
- ・日常的に通称名を使用している場合は、携帯用カードの表面に通称名を記載することができる。その場合戸籍上の氏名を裏面に記載する。

・本人が病気やけがで緊急の場合を想定し、パートナーの氏名と緊急連絡先を自署する欄を設ける。
(自由記載)

エ 宣誓書受領証の有効期限

・なし

(4)宣誓書受領証の再交付

紛失、棄損、汚損等により、宣誓書受領証の再交付を希望する場合は、再交付申請書の提出に自ら記載し、当該書類を知事に提出しなければならない。

(5)宣誓書受領証の返還

以下の返還事由に該当する場合は、宣誓書受領証の返還を求める。

なお、知事は返還事由に該当した宣誓書受領証の番号を公表することができる。

ア 失効する場合

① パートナーシップが解消されたとき。

※一方のみから返還された場合には、知事は他方の宣誓者に宣誓書受領証の返還を求める。

② 双方が県内に住所を有しなくなったとき。

③ 宣誓者の一方が死亡したとき。

④ 上記の他、宣誓の要件(4.(4)ア)に該当しなくなったとき。

イ 無効とする場合

① 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

② 受領証を不正に利用したとき。

6. 本制度に対応する行政サービスの提供等

県は、本制度の趣旨により、法令等の範囲内において行政サービスを提供することとし、具体的なサービスについては、制度導入時に合わせて周知する。

また、県は、市町や民間事業者等に対し、法や制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが提供されるよう理解を求める。

7. 県内市町の宣誓制度との関係

パートナーシップ宣誓制度を実施している県内市町の住民は、県と市町のいずれか、または両方において宣誓を行うことができる。

8. 制度運用開始時期

令和6年度中を予定

(参考)受領証イメージ サイズ:縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートル

(表)

第 号	
滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証	
滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
【本人】 氏名	【パートナー】 氏名
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）
年 月 日 滋賀県知事 ○○ ○○ 印	

(裏1) 子の氏名等を記載する場合

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。
この受領証の提示を受けた方は、上記趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】生計を一にする子の氏名等

子の氏名 （ 年 月 日生）	子の氏名 （ 年 月 日生）
子の氏名 （ 年 月 日生）	子の氏名 （ 年 月 日生）

【特記事項】戸籍上の氏名（通称使用時）、緊急連絡先等（自由記載）

発行：滋賀県総合企画部人権施策推進課 電話：077-528-3533

(裏2) 子の氏名等を記載しない場合

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。
この受領証の提示を受けた方は、上記趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】戸籍上の氏名（通称使用時）、緊急連絡先等（自由記載）

発行：滋賀県総合企画部人権施策推進課 電話：077-528-3533